

## 【刈谷市役所】介護保険料 よくある質問

お問合せ先：０５６６－６２－１０１３

### Q 1. 介護保険のサービスを利用していないのに、保険料を納めなければならないのか。

A 介護保険は、高齢者の方々にも、現役世代にも支えてもらいながら、自らの助け合い精神で、全体の費用の一部を保険料として負担していただき、必要なサービスを提供するものです。この趣旨をご理解いただき、確実に納めていただくようお願いします。

### Q 2. 収入がなくても、保険料を納めなければならないのか。

A. 一人ひとりの保険料の額は、年金のほか、給料や事業による所得など、すべての収入をもとに決められています。収入が少ない人については、無理な負担とならないよう、市民税の課税状況などに応じて決定しており、市民税が非課税である世帯の人については、低い保険料となっています。

なお、災害や失業などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もありますので、ご相談ください。

### Q 3. 保険料の賦課基準日はいつか。

A. 保険料の賦課基準日は、４月１日で、その時点での世帯構成を元に算定します。年度途中で世帯構成が変わり、世帯非課税となっても、当該年度の保険料額に影響はありません。

なお、転入や年齢到達により年度途中で資格を取得した人は、資格取得日が賦課基準日になります。

### Q 4. ６５歳になったが、介護保険料の通知はいつ届くのか。

A. 誕生月の翌月中旬（同月中旬となる場合もあります）に介護保険料納入通知書をお送りします。

なお、刈谷市においては、通常の納期が７月から翌年２月までの８期となっているため（それ以降に保険料が発生した場合には３月を随時期として設定します）、３月が誕生月の方は７月中旬に過年度分として介護保険料納入通知書をお送りします。

### Q 5. ６６歳以後の介護保険料の通知はいつ届くのか。

A. 毎年７月中旬にお送りします。

### Q 6. 保険料を滞納するとどうなるのか。

A. 特別な理由がないのに、滞納すると滞納処分を受けることがあります。滞納処分とは滞納者の財産を差押え、換価し、その代金をもって保険料に充てる強制徴収手続きのことです。

また、保険料は2年を過ぎると時効になり、支払えなくなってしまいます(＝不納欠損)。この支払えなくなった保険料があると、介護保険のサービスを利用する場合に、利用料が本来の1割(一定以上の所得がある方は2割)負担から3割負担に、3割負担の人は4割負担にあがってしまいます。

**Q 7. 滞納している保険料はどのように支払えばよいか。**

A. 長寿課から送りする、督促状・催告書にてお支払いください。

なお、銀行や市役所へ行くことが困難な場合は、平日であれば徴収員が訪問することも可能です。また、まとめてのお支払いが困難な場合は、分納の相談も受け付けておりますので、ご相談ください。

**Q 8. 年金を複数からもらっている場合は、どこから天引きされるのか。**

A. 基本的には老齢基礎年金が対象になりますが、老齢基礎年金を受給されていない場合等、他の年金が複数ある人は、以下の順序があります。(令第42条)

- 1 国民年金法による老齢基礎年金
- 2 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 3 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 4 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 5 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 6 国民年金法による障害基礎年金
- 7 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 8 旧国民年金法による障害年金
- 9 旧厚生年金保険法による障害年金
- 10 旧船員保険法による障害年金
- 11 平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金
- 12 旧国共済法による障害年金
- 13 国民年金法による遺族基礎年金
- 14 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 15 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金

(以下省略)

**Q 9. 年金天引きをやめるにはどうしたらよいか。**

A. 保険料の徴収については、個人が普通徴収(納付書払い・口座振替)か特別徴収かを選択できるようには定められておらず、特別徴収の該当要件を満たし、年金保険者から通知された人については年金から保険料が天引きされます。年金天引きは、徴収可能になれば自動的に開始されます。それまでは納付書等(普通徴収)で納めることになります。

**Q 10. 年金天引きはいつから始まるのか。**

A. 年金天引き(特別徴収)を開始するには、半年から1年程度の準備期間が必要です。

準備期間には、年金保険者（日本年金機構など）と全国の市区町村とで名簿の照合、金額の通知などを行います。不一致があれば調査し、全国の市区町村とのやりとりが完了するのを待って年金天引きが開始されます。年金天引きの開始時期は、65歳に到達した時期や刈谷市に転入した時期によって異なります。開始時期の目安については以下のとおりですが、年金手続きの時期等によっては、開始時期がずれることがあります。（年金保険者の事務処理の都合上、誕生月が3月の方は10月から特別徴収にならないことがあります。）